

**仙台市いじめ問題専門委員会 議事録**  
**(第18回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)**  
**教育相談課作成**

◆ 日 時 令和2年8月18日(火) 午後7時00分から午後9時03分まで

◆ 場 所 本庁舎 2階 第4委員会室

◆ 出席委員 ◎委員長 ○副委員長

No.	氏名	出欠
1	○ 安保 英勇	出
2	伊藤 龍仁	欠
3	◎ 小野純一郎	出
4	甲斐田沙織	出
5	新免 貢	出
6	鈴木久米男	出
7	高田 修	出

・敬称略 ・50音順

## 1 開会

(教育相談課主幹)

本日は、伊藤委員からご都合により会議を欠席されるとの連絡をいただいております。ただいまより、仙台市いじめ問題専門委員会（第18回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会）を始めさせていただきます。

## 2 部会長あいさつ

(教育相談課主幹)

まず、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小野部会長)

部会長の小野でございます。前回に引き続いで前半部分の公開ということで、2回目の公開でございます。まだ大都市圏ではコロナの収束も程遠いようですし、伊藤委員もそのようなことで参加ができないということのようです。しかし、本日も中味に入ってまいりますけれども、この答申を速やかに確実に行うように努めてまいりたいと思います。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

## 3 報告・協議

(教育相談課主幹)

小野部会長、ありがとうございました。この後の協議につきましては、小野部会長に進めていただきたいと存じます。それでは、小野部会長、よろしくお願ひいたします。

(小野部会長)

それでは、「3. 協議」に入りたいと思います。本日は、はじめに「欠席日数と重大事態の認識につ

いて」と「答申の枠組みについて」の協議を行います。前回、協議議題として、欠席日数と重大事態の認識ということについて、特に学校の方としては、そのような重大事態の認識に至っていなかったということについて、どう評価するかということを、出席委員のご意見として伺いました。本日は、前回欠席されました甲斐田委員と鈴木委員からご意見を頂戴したいと思います。

そして、その後の協議としては、実際の答申の枠組みというものについて、協議を行っていく予定でございます。

それでは、前半の部分、これまでの協議内容を踏まえて、本事案を当時の学校がいじめ重大事態と扱わなかつたことをどう評価するかということについて、前回欠席の甲斐田委員と鈴木委員のほうからご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(甲斐田委員)

欠席日数の事実についての資料に基づいて、これを学校、教育委員会においていじめ重大事態として取り扱わなかつたことについて、個別の意見でもいいわけですよね。

(小野部会長)

はい。

(甲斐田委員)

全体としての意見としての結論というのはもちろんこれからのことなんですけれども、私が今まで資料、聴取を踏まえた限りにおいては、これは、欠席の実態を踏まえ、これを重大事態というふうに評価しなかつた、これは誤りであるというふうな意見を持っております。

(小野部会長)

以上でよろしいですか。

(甲斐田委員)

はい。

(小野部会長)

では、続いて鈴木委員のほうのご意見をお願いします。

(鈴木委員)

前回は欠席して申し訳ありませんでした。今の件ですけれども、やっぱりいじめに関する重大事態ということの判断というのは、最初からではなくて、その時期というか、例えばいじめの認定であつたり、それから保護者の申し入れというのが途中でありましたのでそういういた件、それから、最終的には欠席日数が増えていった、こういった段階で、時期を見て重大事態として判断すべきものと考えています。一つは、やっぱりいじめというのが認定されていったところがあるんですけども、その中で、例えば加害とか該当とかいろいろな言い方がありました。そういういた中で、いじめが認定された時点で重大事態というところの認定が必要だったのではないか。さらに、文部科学省からのいじめの定義の中でも、例えば保護者からの申し入れがあった時点でそういういた対応をする必要があるというふうなこともありますので、そういういた理由からです。三つ目は、やっぱり欠席日数がだんだん増えていったという実態があります。いじめを原因とした欠席日数の増加、そういういた時点。その時期はいつかというのはまだ確定ではありませんが、そういういた時期をもって判断する必要があったのではないか。こういった3点ですね。いじめの実態、それから保護者の申し入れ、そして併せて欠席日数の評価、そういういたことを踏まえて、やはりいじめの重大事態というのを何らかの段階で認定する必要があったのではないかと考えています。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。今、前回ご欠席の甲斐田委員と鈴木委員からご意見をいただきましたけれども、この点について他の委員の方々から何か質問とか、あるいはご意見があれば出してくださいんですが、高田委員、何かございますか。

(高田委員)

やはり前回も重大事態だったでしょうという意見は出ていましたので、お二人の意見に賛成いたします。

(小野部会長)

新免委員はいかがでしょうか。

(新免委員)

私、前回の委員会で、自分がこれまでこの委員会に関わってきて言うべきことをある程度申し上げることができたと思います。やっぱり文科省が定めたいじめに関するガイドライン、そして仙台市もそれなりに良いものを作つておられたので、それに合わせてやるべきなのであって、こういったことが例えば重大事案でないという意見がもし、あるとするならばとても残念なことだし、あるいはまた、これはいじめじゃないという意見が堂々とまかり通るとなれば、やっぱりそれは仙台市の教育の仕組みの問題であると、私はそこまで実は思つてゐるんです。一つの事案はそのこと自体が社会的な案件なわけですよ。仙台市の社会の仕組みまで及んでいかないとこの問題は本当に構図が見えてこない。それくらい深刻な問題だと私は思つて非常に心配しております。

(小野部会長)

ありがとうございます。安保委員はどうでしょうか。

(安保委員)

付け加えることはございません。

(小野部会長)

分かりました。それでは、前回と今回で、この当時の学校がいじめ重大事態と扱わなかつたことについては不適切であったというような意見が委員間で多いというふうに整理できるのではないかというふうに思います。それで、この点については、この点というのは今の重大事態うんぬんについては、中身に入ってまいりとこでまた議論をすることもあると思いますが、次の議題で、答申の枠組みについてお話を進めたいと思います。これは、昨年11月に私のほうで骨子案を資料24という形でお渡ししておりましたけれども、それに若干の肉づけをしたもの前回の委員会後に部会長私案という形で作成してみましたが、この調査報告書の項目案を今事務局から資料24-2ということで各委員に配付いたします。

#### < 事務局より資料配付 >

(小野部会長)

なお、あくまでもこれは本日の協議のたたき台としての私案でありまして、もちろん部会としての見解ではありませんので、事務局や傍聴の皆様、あるいは報道関係の方にはお配りいたしませんので、何とぞご理解をお願いいたします。それでは、今お手元に配付された答申の項目案ですけれども、これは前に資料24でお配りしたものに8月18日、本日の日程ですが、新たに加えたりして作ったも

のです。大きな枠組みでいうと、第1章が本答申作成の経緯について、第2章が本件事案の検討、そして第3章として再発防止に向けた提言というふうになっていて、これは先例の答申の例にはほぼ準じた形での構成になっております。この中で最も中心をなすのはこの第2章の本件事案の検討ということで、さらにその下の項目をずっと見てみると、1、本件調査の基本的姿勢、2としていじめの事実関係、3、児童に対する学校の対応、4、保護者に対する学校・教育委員会の対応というような項目立てになって作られております。先ほど申しましたようにあくまでも部会長の私案でございますので、こういう項目立ての仕方自体がおかしいと。さらにこういう項目を加えるべきだとか、あるいはこの項目は不要だとか、そういうご意見がありましたらば出していただきたい、この答申の具体的な作成作業のほうに入っていくことができれば、速やかな答申に至るのではないかと考えている次第です。この今お配りした24-2の項目案の説明は以上の程度なわけですけれども、委員の方から何かご質問あるいはご意見というものがあれば出していただきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞお願ひします。

(新免委員)

非常に具体的にいろんな項目が書かれていて、なるほど、こういったことがいろいろと関わっているのだなと私も改めて再認識いたしました。それで、どれもこれも重要な項目で、その項目にどれだけのことを盛り込むかというのは私たちが昨年4月から取り組んできたことと比較すると、十分これだけのものを盛り込めるかどうか、私にはちょっと確信が持てません。それが一つ。それから、かなり重要なことがいろいろここ数回の委員会でも出されてきたし、特に前回は重大事案であるかどうかということの認識、そしていじめであるかないかというそういったことについてのお互いの意見を交わしたわけですけれども、かなり重要なポイントになったと思います。例えばトラブルという言葉がここにあるけれども、トラブルということも、トラブルを起こしたとされる側、あるいは起こされた側、受け止め方が違うので、さらに認定そのものが難しくなると思います。前回の委員会でも申し上げましたけれども、やはり何か一定の行為に威嚇を感じたり嫌なものを感じたら、それはもちろんそういった行為を働いた側にすればそんなつもりじゃなかつたと言うかもしれないけれども、そういった大人の視線じゃなくて、受けた側の視線に我々は立たないといけないと思います。この項目を本当にこれから盛り込んでいくとすれば、もうこの一つ一つの項目だけで何ヵ月も時間がかかると思います。恐らく当事者たちは納得しないだろうと思います。私たちがこの委員会でやるべきことは、これは教育上の問題なのであって、法律上の問題ではないし、そのところをよく認識した上で、どうすればこんな不幸なことが起きないで済むかという、その可能性を、つまり将来につながることを言わないといけないわけなんです。そのところを踏まえておかないと、ずっとこの議論が続いて、結局はどういったことを盛り込むかという話が結果的に続いていくことになると思います。これは何回も私は委員会で申し上げてきたことですけれども、1回目の委員会で教育委員会側がお出しになった、そして学校側が整えて提出された、そういった書類を見ますと、私は何回も言ってきたことですけれども、かなりバイアスがかかっているわけですよ。亡くなった親子が悪いと言わんばかりの、その一定の傾向の資料になっている。私はそこに非常に異常なものを感じたんですね。そして、当初、前部会長の方が、医者の所見が必要だったということで、何回もこだわっておられました。その都度、私は反論を加えていったわけですよ。そういった問題ではないと。そこまで親子を追い詰めていったものは何なのかを考えなきやいけない。そしてまた、私は加害児童という言葉を使いたくないということを何回も言ってきたんだけれども、もしそんなことがあったとするならば、そちらの側のケアも必

要じやないかということを、前の部会長、しかも心理カウンセラーのプロの方だったんですけれども、そこを徹底的に私は問うてきたはずなんですけれども、明確なお答え、何一つ与えられなかつた。専門家であるにもかかわらず。信じられない。要するに、例えばノイローゼとか神経症とか何だか知らないけれども、医学上もまだまだ統一見解を取れてないような用語を使う、あるいはそのような枠組みで医学上の分類も実は明確じやないものを使って、結局は自分たちの社会生活にマイナスと感じられているその個人、その子供、そういったものをほかのものと区別したり、時には排除しようとする。そういう空気が私にはこの資料を通して十分に読み取れたわけなんです。これは是非とも言っておかないといけない。そういうことをプライバシーに関連して、プライバシーの保護、相手方もそれはもちろん将来があるんですよ。そこを踏まえてこそ、将来どうすればこういった事案が発生しにくくなるかという、そういう方向に向けて我々はやっぱり報告文書を作らないといけないのであって、この細かいことももちろん視野に入れながらも、やっぱり前向きな答申文書を出すように我々はしたいし、というか、そうすべきだし、このようにしてこの委員会はそういう方向に物を考えていたのかということが市長にも伝わるべきだし、あの市長が理解できるかどうか知りませんよ、あの市長が。ただ、そういうことをはつきり出すべきであって、我々一般市民に対して責任があるわけなんです。私、先ほど申し上げましたけれども、これは社会的な事案ですよ。一人の人間と一人のお嬢さんが亡くなつたという、その個人の問題にするんじやなくて、それぞれ生きてきた分厚い現実があるわけですよ。そういうところを想像力を働かせずして、これは重大事案である、ないとか、いじめである、ないとか、そういうレベルに終始しないほうがいいです。そして、私は聞き取りで一番聞き出したかったことを聞き出すことができたと自分で自負しています。つまりはっきりと言い切ったわけですよ、有力な教員が。いじめじゃない、重大事案じゃないと言い切った。しかし、一様に言葉に詰まつた、その有力な教員たち、言葉が詰まつたのは、どうすればこういったことが起こらざるを得ないかという、この私の問い合わせに対する言葉が詰まりましたね。つまりそういう発想がなかったということでしょう。私はそのような観点で物を進めないと、この委員会そのものが意味ないと申し上げているんです。とにかくせっかくこのような、せっかくというか、こういった委員会が設置されること自体、私は非常に嫌だけれども、こういった問題が起きて、そしてこういった委員会が立ち上げられて、一応我々は専門家ということになっています。それぞれの専門分野があって、専門家ということになっているけれども、どれくらい私たちの専門性がこの会議に生かされているのか、ちょっと疑問に思ふこともあります。それはともかくも、せっかくこちらに委ねられた以上は、こういった問題、こういった部分があるんだというところを教育委員会側とこちらとうまく言葉がかみ合う形で、こういった方向でいきましょうという形であれば、教育委員会の方々も、それから学校関係者も、そんなに傷つかなくて済むんじゃないですか。問題は、正直になれるかどうかなんですよ。真面目にやっていただきたい。というか、去年私はこの委員会に出ながらずっとそのことを思い続けてきました。裏切られることもたびたびありました。そのことをはつきり言っておく。

(小野部会長)

ありがとうございました。新免委員のご意見の中で、この項目案に即しますとちょっと細か過ぎるというようなご意見でしょうか。それとも、そういうわけではないんでしょうか。

(新免委員)

こういうことは視野に入れるることは必要だと思うんです。だから、この問題を再認識するにはとても重要なことだとは認識しています。でも、これ全部文言を入れると、これまでの仙台市で、いじめ

の事案が発生することは間違っているけれども、資料として頂いたこれまでの答申書なんかを見ると、ある程度これに近いことが盛り込まれているんですけれども、これは相当表現注意しないとこの項目が生かしにくいんじゃないかという危惧はちょっと私にはあります。よく価値中立なんて言うけれども、価値中立は本当は論理的にはあり得ない。論理というのはどこかうそがあるんですよ。価値中立じゃなくて、やはり一人になった側に立たないことには物事は解明できない。そういうことです。

(小野部会長)

その他意見があれば。甲斐田さん、ありますか。

(甲斐田委員)

この答申項目案、目を通させていただいて、私はこの項目案、項目案として適切な内容だとは思いますし、こういった形で、そして重要なのはこの骨子、目次立てとしてはこういう項目を認定評価していくということになるわけですけれども、そのところをどれだけ具体的に事実に即して関係者の方の納得、完全に納得するというのはとてもなんですけれども、何らかご理解、納得が得られるような調査をご報告できればというふうな考えです。

従前のいわゆるいじめの調査報告書、こういった項目立てで仙台市、何度も何度も繰り返してされていて、その上で、この最終章ですよね、これは全く目次だけですけれども、再発防止に向けた提言というようなことで、それも何度も何度も仙台市に対して行われている。にもかかわらず、いじめの事実があったということと、それを重大事態としないことについて、ほぼ全員一致でそれは問題があったというふうなご意見で方向が出ているとは思うんですけども、そういったことがまたも繰り返されてしまったというようなところで、この再発防止に向けた提言というのを、今までの委員会也非常に力を尽くしてメッセージを伝えてきたわけですけれども、それでも伝わらない中で何ができるだろうかというような、そういったところで実のある報告書を作るために心構えを新たにしたというようなところです。

(小野部会長)

ありがとうございます。鈴木委員はご意見ございますでしょうか。

(鈴木委員)

皆さんから出ていますように、本当に適切な項目立てだと私も感じます。ここにありますけれども、第三者委員会ということで、例えば5月16日の登校時のトラブル、ここにトラブルとは書いてありますけれども、当該児童、それから関係児童、そういったところをきちんとお伝えしていく。そういった上で我々が判断をし、学校の認識を我々がちょっと考えていくということになると思うんですけども、そういったことで、一つ一つの事実というのを我々のできる範囲ではあるんですけども確認ができるということ。さらに、今、委員のほうからもお話がありましたが、こういった事実から、例えば学校なり教育委員会なりがどういうふうな対応ができるのかということをきちんと提言できる、そういったところがやっぱり一番大事なのかなと考えております。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。今、甲斐田先生も鈴木委員も言っていました第3章のところは、正に表題だけで中身が何も書いておりませんので、ここに何を盛り込んで、ここをどう書いていくかということは非常に重要なんですね。再発防止提言ということですから、今後の課題になっていくかと思います。高田委員はご意見ございますか。

(高田委員)

この答申の題は事実のことと、学校と教育委員会の対応ということで、それに沿って今まで話し合ってきたことが並べられていると思いますので、このとおりにまず作ってみたいと思います。あと、やっぱり最後の再発防止に向けた提言が一番大事でしょうということも何度も話に出てきたことなので、このとおりで私はやってみたいかなと思います。

(小野部会長)

ありがとうございます。安保委員はいかがでしょうか。

(安保委員)

3章構成というのはどの委員会でも取られていますし、これまでの答申とも整合するかなと思います。あと一つ、第2章のところにもし入れるとすると、一律に子供に対応すればいいということではなくて、その子に合った指導とか関わりというのが大事だと思うんですけれども、そういったところで、当該児童さんをこういうお子さんだったということ、そういうところを独立してやればいいのかなというふうに思いました。あと、かなり細かいんですけども、2章の2の①②③④というのがあちこちにありますが、ここでの判断というのは、これは誰の判断を指しているのかなというのがちょっと疑問に思いまして、これは事実関係のところですので、学校の判断ですか。③判断。

(小野部会長)

学校のやつは④の学校の認識というところになるかと思いますので、③の判断というのは、本委員会として、その双方の児童の主張についてどう判断するかという程度の趣旨で書いた項目なんですけれども、あまりそれが適切でないということであればカットしてもいいんじゃないかなと思います。

(安保委員)

事実関係の中にくくられているので、もしそういう観点であれば、場所の問題、どこに書くかということが検討課題かなというふうに感じます。

(小野部会長)

高田委員、何かございますか。

(高田委員)

いえ、多分これ、関係児童にしろ、両論併記みたいな形になると思うんですよね。そうすると、やっぱりそれをどう捉えるか、それでどっちが確からしいかということは私たちが判断していかないといけないんじゃないかなと思いますので、事実関係の判断としてはやっぱりここにこの項目は必要なんじゃないかなと思いますけれども。

(小野部会長)

甲斐田委員はどうでしょうか。

(甲斐田委員)

そうですね。いじめの事実を認定するに当たって、しかも主張、主張というふうにあるようなものが、何ていうのかな、当該児童の主張、関係児童の主張が、対立構造にして、どちらが正しいとかどちらがうそをついているみたいな、そういう形の認定の仕方はそぐわないのではないかというふうに思っています。ある程度大きい子供とか悪質ないじめ事案で加害の事実を明確にする必要がある種類のものもありますけれども、これは小学2年生ですし、どちらがどうっていうようなところで言うよりも、何ていうのかな、今日見たばかりなので具体的に出ていないんですけども、もうちょっと、いじめはあったけれども、いじめの事実は前提として、でも、それはどちらが正しい、うそというような、そういう認定の方法じゃない、何か違った、当時の学校聴取とかを踏まえて、あったことは認定

できるであるだとか、そういう形の、対立構造ではない認定の仕方が、何かこの件においてはふさわしいんじゃないかなと感じました。

(小野部会長)

ありがとうございます。私の案は正に対立構造なんですね。当該児童の言い分はこうで、関係児童の言い分はこうで、食い違っていたとして、当委員会としてはいずれの事実に認定するかということを判断という項目で書いて、その次に学校の認識というものがどういうものだったかと。そうすると当委員会の判断と一致していれば適切だったろうし、そうでないとすると不適切だったというような発想が根本にありました。だから、そういう根本の発想自体があまり適切でないとすれば、書き方を変えていくようなことを考えたいと思うので、また甲斐田先生も代替案といいますか、こういうような形での整理ができるということがあればお示しいただきたいと思います。どうぞ。

(新免委員)

確かに表現は難しいですね。言葉だけ抜き取られるとまた誤解を招くんですけれども、相撲の行司軍配じゃないので、私もその気は全くないので、あなたの言い方が正しい、あなたはちょっとどうかなど、そういう形じやなくて、やっぱりこれは教育委員会の枠組みで行っている調査委員会である以上は、教育的内容にする必要が確かにあります。じゃあ教育的な内容というのはどういったことを表現上指すかというと、やっぱり両方にとてある程度、相対的一致に近い、そういう表現にならざるを得ない。そうなると、さらに言葉を選ばないといけないと同時に、やはりここに書いてあるように、事実関係と言う以上、一方はこのように主張し、一方はこのように主張している、それぐらいのことは言っていいと思います。それは否定できないことなのであって。そして、それに対して我々はジャッジメントを下すんじやなくて、どちらかが間違っている、そういう言い方じやなくて、この日本国という国が学校教育のいろんな問題を憂慮して定めたいじめのガイドライン、文科省が定めたガイドライン、そして仙台市もそれなりに取り組んできた経過を表した文書などに基づいて、いろんな角度から検討すると、やはりどちらが正しいという問題を超えて、そういうことが起きにくいようにするために、こういったトラブルという言葉を使うのであれば、こういったものが発生した以上は、それに対してどのように学校が、そして教育委員会が取り組んできたかというような観点が私は必要だと。そうしたら、特に、私は加害児童という言葉は使いたくないけれども、今もまた繰り返し言うけれども、やっぱり相手方のことも配慮しないといけないし、傷つかないように、つまり対立の図式とかけんか的なことじやなくて、一緒に考えていくこうというような気持ちに向いてくれるような言葉が必要だと。じゃあどんな言葉が必要かというのは、我々が本当に考えなきやいけないわけです。あなたが悪いじやなくて、いや、一緒に考えていくこうというぐらいの、それぐらいくだけた表現を使っていいのかもしれません。私はそれぐらいのことはちょっと感じますね。今のままでは、そういうことはこの委員会で紡ぎ出すことはできないと思います。

(甲斐田委員)

ちょっと内容に踏み込むことなんですけれども、いじめがあったというようなことは資料から前提とできるとは思うんです。だけど関係児童、加害児童というふうにはやはり私も呼びたくないですが、関係児童の行為が悪質だったとか、そういうことよりも、何ていうのか最後の再発防止提言のところにも係ってくるんですが、じゃあこれがどうしたら防げたのかというようなこと、正直言って、学校の対応、そちらのほうを私は今のところ問題視しています。

それに加えて、学校の対応の一部ではあるんですけども、この残念ないじめが発生してしまった

原因としての、やっぱり登校の仕組みですよね。正直言って、私、県外の者なですから、2年生の子供を子供だけで登校させる、よっぽど山間部とかならともかく、ある程度開けたところで、それは大分配慮に欠けているんじゃないかというような思いはあるんですけれども、そういったことが放置されていたというような、何ていうのかな、いじめが悪質、いじめを行った子供が悪質というような話ではなくて、それを防ぐための仕組みを作らなかつた大人たちの責任、そちらの方を重視していきたい。子供と子供が、こっちがこう言つていて、こっちがこう言つていて、どっちが本当のことを言つていてみたいな、そういったところを焦点化すべき事柄ではないと考えているということです。

(新免委員)

社会的事案として考えることですね、基本は。

(小野部会長)

結局は登校のシステム自体に問題があつたんじゃないかというような視点を加えたらどうかということになりましょうか。

(甲斐田委員)

そうですね、再発防止の中に、もし入れ込めたら入れ込むような、防げるんであればやっぱり1年生、2年生の子を子供だけで登校させるというような仕組みについては、いじめに限らず、様々なトラブル防止の観点からも、改善できるんだったら改善していっていただきたいというような提言を加えたいですね。

(小野部会長)

分かりました。ありがとうございました。この点について、今いろいろな意見を出していただきまして、それを踏まえて、また、この後、具体的な内容について、踏み込んだ形で協議をしたいと思います。それで、ここからの内容については個人名等の個人情報を扱う部分となってまいりますので、仙台市いじめ問題専門委員会調査運営要領第5条に基づき、閉会までを非公開とさせていただきます。大変申し訳ありませんが、傍聴の皆様と報道関係の皆様にはご退席をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

< 傍聴者、報道関係退席 >